

## マルチメディアデイジー図書再生用タブレット貸出し規程

(趣 旨)

### 第1条

この規程は、滋賀県立図書館（以下、「当館」という。）が保有するマルチメディアデイジー図書再生用タブレット（以下、「タブレット」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

### 第2条

タブレットは、活字による読書が困難な障害のある方の読書支援を目的に貸出しする。

(対象者)

### 第3条

タブレットの貸出し対象者は、県内の市町立図書館、小学校・中学校・高等学校などの教育機関、その他教育関係団体、社会福祉関係団体、および館長が認めた者とする。

(貸出手続き)

### 第4条

タブレットの貸出しを受けようとする者は、事前に「借用申込書（別記様式1）」を滋賀県立図書館に提出し許可を受けなければならない。

(貸出期間)

### 第5条

タブレットの貸出し期間は6週間以内とする。

(禁止事項)

### 第6条

タブレットの貸出しを受けた者（以下、「利用者」という。）は、その適正な利用のため、下記の事項を行ってはならない。

- (1) 第2条の目的以外の利用
- (2) 他者への転貸
- (3) 使用が許可されたソフトウェア以外の利用
- (4) ハードウェアおよびソフトウェアの設定変更

(損傷または紛失の届出等)

#### 第7条

利用者は、タブレットを損傷、紛失した場合は速やかにその旨を当館に届けなければならない。

損傷、紛失の理由が利用者の管理不十分によるもの、または第6条の禁止事項に反したためである場合は、当館は利用者に対し損害の実費を弁償させることができる。

(費用の負担)

第8条 タブレットの利用は、無償とする。ただし、貸出または返却に要する費用は、利用者の負担とする。

(その他)

#### 第9条

タブレットの貸出しに関して、この規定に定められていない事項が発生した場合には、利用者と当館が話し合いの上で対処するものとする。

付則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(様式1)

## マルチメディアデイジー図書再生用タブレット 借用申込書

滋賀県立図書館長 様

貸出規程に同意しましたので、下記のとおりタブレットの借用を申し込みます。

平成 年 月 日

団 体 名	
代表者氏名	
住 所	〒
電 話 番 号	
担当者氏名	
希望借用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

希望するマルチメディアデイジー図書のタイトルを下記にご記入ください(10点まで)。

申込み・問い合わせ先：滋賀県立図書館サービス課障害者サービス担当

電話：077-548-9691 FAX.077-548-9790